

# ながさきけーぶるスマホサービス約款

株式会社長崎ケーブルメディア

## 目次

第1章 総則	3
第1条（約款の適用）	3
第2条（関連法令の遵守）	3
第3条（約款の効力）	3
第4条（約款の変更）	3
第5条（合意管轄）	3
第6条（消費税相当額）	3
第2章 加入契約	4
第7条（サービスの内容等）	4
第8条（サービスの種類等）	4
第9条（付加機能の提供）	4
第10条（加入契約の単位）	4
第11条（加入契約申込の方法）	4
第12条（加入契約申込の承認等）	4
第12条の2（反社会的勢力の排除）	5
第13条（加入契約の成立）	6
第14条（その他の加入契約内容の変更）	6
第15条（譲渡の禁止）	6
第16条（契約者の地位の承継）	6
第17条（契約者が行う加入契約の解約）	7
第18条（当社が行う加入契約の解除）	7
第19条（最低利用期間）	8
第20条（契約者情報の変更）	8
第21条（通知）	8
第22条（初期契約解除）	8
第23条（サービス利用の要件）	8
第3章 サービスの中止等	10
第24条（サービスの中止）	10
第25条（サービスの停止等）	10
第26条（利用の制限）	11
第27条（サービスの廃止）	12

第4章 料金の支払等.....	12
第28条（料金の適用）.....	12
第29条（端数処理）.....	12
第30条（料金の支払）.....	12
第31条（月額料金等の支払義務）.....	13
第32条（手続に関する料金の支払義務）.....	13
第33条（割増金）.....	13
第34条（延滞処理）.....	13
第35条（期限の利益の喪失）.....	14
第36条（債権譲渡）.....	14
第37条（債権回収）.....	14
第5章 損害賠償.....	14
第38条（責任の制限）.....	14
第39条（免責）.....	14
第6章 禁止事項等.....	15
第40条（禁止事項）.....	15
第41条（契約者の関係者による利用）.....	15
第7章 雑 則.....	15
第42条（データ通信対応エリア）.....	15
第43条（ID 及びパスワード）.....	15
第44条（PIN・PIN ロック解除コード）.....	16
第8章 個人情報 の取扱い.....	16
第45条（個人情報 の取扱い）.....	16
附 則.....	18
ながさきけーぶるスマホサービス料金表.....	19
通 則.....	19
1 月額料金.....	19
(1) サービスプラン基本料金.....	19
(2) データSIM カード料金.....	20
(3) SMS 機能付きSIM カード料金.....	20
(4) 音声通話機能付きSIM カード料金.....	21
(5) ユニバーサルサービス料.....	22
(6) 電話リレーサービス料.....	22
2 付加機能利用料金（1 端末設備あたり）.....	23
3 手続に関する料金.....	24
4 別 表（国際電話サービス提供国・地域）.....	25
附 則.....	32

# 第1章 総則

## 第1条（約款の適用）

このながさきけーぶるスマホサービス約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社長崎ケーブルメディア（以下「当社」といいます。）が株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）、又はKDDI株式会社（以下「KDDI」といいます。）の通信網を使用して提供する電気通信サービス（附随する各種サービス等を含みます。以下「本サービス」といいます。）において、当社と本サービスの加入契約を締結する者（以下「契約者」といいます。）及び当該加入契約に基づき本サービスを利用する者の利便性と当社の効率的な業務を遂行することを目的とし、当社は、本約款に基づきサービスを提供します。なお、別に定める場合を除き、本約款に定めのない事項については、各サービス利用規約等によるほか、法令又は一般慣習によります。

## 第2条（関連法令の遵守）

本約款に定める措置を講ずるに際しては、関連法令の定める範囲内で、適切な措置を講ずるものとします。

## 第3条（約款の効力）

本約款のいずれかの条項が関連法令等の変更又は新設により、無効又は執行不能と判断された場合、かかる無効又は執行不能な条項は、当該条項を規定した意図に最も適合する有効かつ執行可能な関連法令等に基づく条項に置きかえられるものとします。その他の条項はなお効力を有し存続するものとします。

## 第4条（約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。なお、この場合には、変更後の新約款を適用するものとします。

## 第5条（合意管轄）

本約款は、日本国の国内法に準拠するものとし、契約者と当社との間における一切の紛争等については、長崎地方裁判所又は長崎簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第6条（消費税相当額）

契約者が当社に対し本サービスに関する債務を支払う場合において、消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定により、当該支払について消費税が賦課されるものとされているときは、契約者は、当社に対し、当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額を併せて支払うものとします。

## 第2章 加入契約

### 第7条（サービスの内容等）

当社は、本約款及び契約者との契約内容に基づき、本サービスの提供を行います。なお、状況により、本サービスの内容を変更又は終了する場合があります。

### 第8条（サービスの種類等）

本サービスの加入契約には、当社が別途定めるながさきけーぶるスマホサービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するサービスの種類等があります。

2 契約者は、本サービスについて、料金表に規定する種類等の契約変更の申出をすることができます。

3 当社は、前項の申出があった場合、第11条（加入契約申込の方法）及び第12条（加入契約申込の承認等）の規定を準用します。

### 第9条（付加機能の提供）

当社は、契約者から申出があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

### 第10条（加入契約の単位）

本サービスの加入契約は、料金表に規定するサービスプランの加入契約数を契約の単位とします。

### 第11条（加入契約申込の方法）

本サービスの加入契約の申込を希望する者（以下「加入申込者」といいます。）は、予め本約款及び各サービス利用規約等を承諾の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の加入申込書（以下「契約書面」といいます。）を当社に提出するものとし、その他当社が指定する方法での申込が必要となります。

- (1) 契約者を特定するために必要な事項
- (2) 料金表に規定する本サービスの種類等
- (3) その他加入契約の申込に必要な事項

2 加入申込者は、本人確認（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用防止に関する法律（平成17年31号）第9条の規定に基づきます。以下同じとします。）のために当社が別途定める書類を提示する必要があります。

3 加入契約に基づいて、本サービスを受ける権利は、契約者にあるものとします。

### 第12条（加入契約申込の承認等）

当社は、本サービスの加入契約の申込があったときは、受付けた順に従って承認します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、加入申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスの加入契約の申込を承認しないことがあります。また、当社は、承認後においても次の各号のいずれかに該当する事実が判明した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

(1) 加入申込者が、自己に課せられた債務（当社が別途定める料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じ。）の履行を怠ったことがあるなど、本約款上要請される債務の履行を怠るおそれがあると認められる場合

(2) 加入申込者が、当社が提供するサービスの加入契約を当社と締結したことがあり、かつ、当社から当該サービスの加入契約を解除されたことがある場合

(3) 契約書面及び当社への提出書類の記載事項等に虚偽、不備（名義、捺印、識別のための番号及び符合情報等の相違、記入漏れ等をいいます。）がある場合

(4) 加入申込者が、当社又は他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する、又は侵害するおそれがあると認められる場合

(5) 第11条（加入契約申込の方法）第2項において、本人確認ができない場合

(6) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

(7) 申込又は料金の支払等について、当社所定の方法に従っていただけない場合

(8) 加入申込者が本約款及び各サービス利用規約等に違反するおそれがあると当社が判断した場合

(9) 当社の業務に著しい支障がある場合

(10) その他、当社が、加入申込者を契約者とすることを当社規定の審査の結果、不相当と判断した場合

3 前項の規定により、加入契約の申込の承認を取消したときは、当社は、加入申込者に対しその旨を通知します。

4 当社は、第2項に掲げる事由の判断のため、加入申込者に対し、当該加入申込者の身分証明に係る公的書類、その他の書類の提出を求める場合があります。この場合において当該加入申込者から当該書類の提出が行われない間は、当社は、第1項に基づく加入契約の申込の承認を留保又は取消することができるものとします。

5 当社は、同一の契約者が同時に利用することのできる本サービスの回線の上限を定めることができるものとします。この場合において、当該回線の上限を超えて本サービスの加入契約の申込があったときは、当社は、当該上限を超える部分に係る加入契約の申込を承認しないものとします。

## **第12条の2（反社会的勢力の排除）**

加入申込者は、暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団密接交際者、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者、特殊知能暴力集団、暴力団等反社会的勢力に類する行為（脅迫的言動、強要等）を行う者、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 加入申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 加入契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 当社は、第12条(加入契約申込の承認等)に規定する承認後においても、加入申込者が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が加入申込者を加入者とすることを不適当と判断した場合には、違約の責を負うことなく、その承認を取消することができるものとします。

4 当社は、前項の規定により加入申込者に損害が生じた場合、加入申込者に対していかなる責任も負わないものとします。

### 第13条(加入契約の成立)

本サービスの加入契約は、予め本約款及び各サービス利用規約等を承諾の上、当社所定の手続を経て、当社が加入申込の承認を行い、当社が契約者へのサービスを開始したときに成立するものとします。

### 第14条(その他の加入契約内容の変更)

当社は、第8条(サービスの種類等)第2項以外の加入契約内容の変更を契約者から申出された場合は、第11条(加入契約申込の方法)の規定に準じて加入契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の申出があったときは、第12条(加入契約申込の承認等)の規定に準じて取扱います。

### 第15条(譲渡の禁止)

契約者は、加入契約に基づいて本サービスを受ける権利を譲渡することはできません。

### 第16条(契約者の地位の承継)

契約者である個人が死亡した場合には、当該個人に係わる本サービスは終了します。ただし、当社所定の書面にて当社に申出ることにより、相続人(相続人が複数あるときは、遺産分割協議により契約者の地位を承継した者で1名に限ります。)は、引き続き当該加入契約による本サービスの提供を受けることができます。この場合、相続人は、死亡した契約者の当該加入契約上の地位を承継するものとします。

2 当社は、前項の申出があったときは、第12条(加入契約申込の承認等)の規定に準じて取扱います。

3 相続又は法人の合併により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後相続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類及び当社所定の書面を速やかに当社に提出するものとします。

4 地位を承継した者は、当該加入契約上の債務も承継するものとします。

## 第17条（契約者が行う加入契約の解約）

契約者は、当社に対し、当社所定の方法で通知をすることにより、本サービスの加入契約を解約することができます。この場合において、当該解約の効力は、当該通知があった日からサービスの種類毎に定める日を経過する日、又は契約者が当該通知において解約の効力が生じる日として指定した日のいずれか遅い日に生じるものとします。

（1）契約者の通知による解約の効力は、当該通知があった日の属する月の末日に生じるものとします。

（2）契約者が当社に対し、携帯電話番号のポータビリティ制度（電話番号を変更することなく、音声通話機能の提供を受ける事業者を変更することをいいます。以下「MNP」といいます。）による転出を通知した場合は、本サービスの解約を通知したものとみなされます。

2 第27条（サービスの廃止）第1項の規定により、本サービスの全部又は一部が廃止されたときは、当該廃止の日の本サービスが解約されたものとします。

3 契約者は、本サービスの加入契約を解約したときは、直ちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。

4 契約者は、本サービスの加入契約を解約した場合でも、故意又は過失によって解約前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

## 第18条（当社が行う加入契約の解除）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの加入契約を解除します。

（1）本約款及び各サービス利用規約等に違反する行為があった場合

（2）第28条（料金の適用）に規定する料金等について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

（3）第25条（サービスの停止等）第1項の規定により、本サービスの利用が停止又は制限された場合において、契約者が当該停止又は制限の日から1ヶ月以内に当該停止又は制限の原因となった事由を解消しないとき。

2 当社は、前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、直ちに本サービスの利用を停止し、その加入契約を解除する場合があります。

3 当社は、契約者が暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合、又は第12条の2（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合は、その加入契約を解除します。

4 当社は、第1項の規定により、本サービスの加入契約を解除しようとするときは、そのことを当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、前2項に該当する場合は、加入契約の解除の旨を通知又は催告しない場合があります。

5 契約者は、本サービスの加入契約を解除されたときは、直ちにこの加入契約による全ての権利を失うものとします。

6 契約者は、本サービスの加入契約を解除された場合でも、故意又は過失によって解除前に生じた契約者の補償責任及び義務は失効しないものとします。

7 当社は、本サービスの加入契約を解除した場合、契約者に対していかなる責任も負わないものとします。

## 第19条（最低利用期間）

キャンペーンが適用される契約者は、その定められた期間内に加入契約の解約等によりキャンペーンの適用条件を満たさなくなった場合、理由の如何を問わず、割引等キャンペーンの特典を受けられなくなるものとします。

2 前項以外の割引等が適用される契約者は、本サービスの加入契約の解約等により割引等の適用条件を満たさなくなった場合、その時点で割引等は解除されます。

## 第20条（契約者情報の変更）

契約者は、当社への提出書類に記載した住所、電話番号、料金支払方法、料金支払口座等の変更がある場合には、速やかにその旨を当社所定の方法にて当社に申出るものとします。

## 第21条（通知）

当社は、契約者の届出た住所に宛て通知を発送します。その通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

## 第22条（初期契約解除）

契約者は、法令による初期契約解除制度の適用がある場合は、当社が本サービスの加入契約締結後に発行する当社所定の書面の受領から起算して8日を経過するまでの間、書面により当該加入契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができ、その効力は、解除する旨の書面を発行した時に生じます。ただし、法人及びその他の団体（法人等）の加入契約については、初期契約解除制度の適用対象外となります。

2 当社が初期契約解除に関する事項について不実のことを告げたことにより、契約者が告げられた内容が事実であることの誤認をし、これによって8日間を経過するまでに本サービスの加入契約の解除ができなかった場合、初期契約解除を行うことができる旨を記載した当社より発行する書面（不実告知後書面）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間であれば、当該加入契約を解除することができます。

3 第1項により初期契約解除を行った場合、当社が別途定める本サービスの最低利用期間は適用されません。

4 第1項により初期契約解除を行った場合、当社は、契約者に対して、損害賠償又は違約金その他金銭等の請求はいたしません。ただし、当社が料金表に規定する額を上限として、契約解除までに提供された月額料金、付加機能利用料金、初期登録手数料及びMNP転出手数料を請求できるものとします。

5 加入契約の初期契約解除の時点で、当社が既に金銭等を受領している場合には、当社は、これを契約者に返還します。ただし、当社は、前項に基づき当社が契約者に対し請求できる額を上限として、金銭等を返還しない場合があります。

6 契約者が当社から取得した電話番号は、第1項により初期契約解除を行った場合、MNPによる転出はできません。

## 第23条（サービス利用の要件）

当社は、サービス利用の要件を次の各号に定めるものとします。



(1) 契約者は、本サービスを利用するにあたり、当社の定める条件のもとに、MNP による転入又は転出を行うことができます。

(2) MNP 転入には、以下の条件が適用されます。

(イ) 転入元事業者から取得した MNP 予約番号の有効期限について、当社が別途指定する日数以上の残日数がある必要があります。

(ロ) 電話番号を利用することができない期間（MNP 転入手続開始後から、当該手続に係る音声通話機能付き SIM カードを契約者が受領するまでの期間）があります。

(ハ) 本サービスの加入契約の申込と同時に MNP 手続を行う必要があります。

(3) 当社は、契約者に対し、SIM カードを貸与するものとします。

(4) 契約者は、当社が貸与する SIM カードを善良な管理者の注意をもって管理し、また、第 40 条（禁止事項）に規定する行為を行ってはならないものとします。

(5) 契約者は、当社が貸与する SIM カード以外の通信手段を用いた本サービスの利用はできません。

(6) 音声通話機能を使用した国際電話（国内から海外へ通話）及び国際ローミング（海外で通話）は、高額な請求が発生する場合があります。また、国際電話及び国際ローミングの利用可能目安額（以下「制限額」といいます。）の初期値はドコモの通信網を使用した本サービス（以下「ドコモ回線」といいます。）を使用する場合、国際電話が 20,000 円、国際ローミングが 50,000 円となり、制限額を超過した通話は利用制限されます。なお、サービス運用上の都合により、制限額を超過しても直ちに利用制限されない場合があります。この場合において、制限額を超過して利用されたことによって発生した料金については、その事由に依らず免除又は減額はいたしません。KDDI の通信網を使用した本サービス（以下「au 回線」といいます。）を利用する場合、制限額はありません。

(7) 日本国外でのデータ SIM の SMS 機能は使用できません。

(8) 契約者は、次に掲げる事由に該当するときは、遅滞なく SIM カードを当社に返還するものとします。

(イ) 本サービスが事由の如何を問わず終了した場合

(ロ) 異なる形状区分の SIM カードへ変更した場合

(ハ) 前記に掲げるほか、SIM カードを利用しなくなった場合

(9) 契約者は、SIM カードに故障が生じたときは、可及的速やかに当社が定める方法によりその旨を当社に通知するとともに当該 SIM カードを当社に返還するものとします。

(10) SIM カードの故障が契約者の責によるものである場合には、契約者は、当社に対し、当該 SIM カードの回復に要する費用として料金表に規定する SIM カード発行手数料を支払うものとします。

(11) 契約者は、SIM カードを亡失した場合は、可及的速やかに当社が定める方法により当社に通知するものとします。

(12) 契約者は、当社に対し、亡失品（第 8 号及び第 9 号に定める返還がなかった場合の当該 SIM カードを含みます。）の回復に要する費用として料金表に規定する SIM カード発行手数料を支払うものとします。

(13) 亡失品が発見される等の事情により当社に対して返還又は送付された場合であっても当社に支払われた SIM カード発行手数料は返金しないものとします。

(14) 契約者は、本サービスにおいて当社から提供を受けた役務、SIM カード、その他一切について第三者に販売（有償、無償を問わず、また単に第三者に提供する場合も含みます。以下同じとします。）し

てはならないものとします。

(15) 契約者は、本サービスが必ずしもドコモ又は KDDI が提供する類似サービスと同一の仕様ではないことについて、予め同意するものとします。

(16) 本サービスにおいては、第25条(サービスの停止等)及び第26条(利用の制限)に規定するほか、サービスの品質及び利用の公平性の確保を目的として、契約者の一定期間内の通信量が当社の別途定める基準を超過した場合において、契約者に事前に通知することなく通信の利用を制限する場合があります。契約者は予めこれに同意するものとします。

(17) 本サービスの移動無線通信網に接続する端末設備(以下「端末設備」といいます。)は、当社が指定する端末設備又は法律により定められた技術基準への適合性を有する端末設備である必要があります。契約者は、当社が端末設備に関する接続試験その他端末設備に関する確認を求めた場合は、その求めに応じるものとします。

(18) 契約者は、ドコモ回線を利用する場合、SMS機能付きSIMカード又は音声通話機能付きSIMカードにおいてドコモが提供する危険SMS拒否設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、ドコモによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、予め同意するものとします。ただし、契約者は、危険SMS拒否設定の適用後、当社が別途定める方法により、当該設定を任意で変更することが可能です。危険SMS拒否設定の利用には、以下の条件が適用されます。

(イ) SMS機能付きSIMカード又は音声通話機能付きSIMカードの利用開始日に自動適用されます。

(ロ) 「SMS一括拒否」及び「個別番号受信」の設定と併用することはできません。

(19) 契約者は、au回線を利用する場合、KDDIが提供する迷惑SMSブロック設定(フィッシング詐欺等対策を目的として、KDDIによって判定された危険なSMSを自動で拒否する機能を提供するもの)が適用されることについて、予め同意するものとします。ただし、契約者は、迷惑SMSブロック設定適用後、当社が別途定める方法により当該設定を任意で変更することが可能です。迷惑SMSブロック設定の利用には以下の条件が適用されます。

(イ) au回線の利用開始日に自動適用されます。

## 第3章 サービスの中止等

### 第24条(サービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

(1) ドコモ、KDDI、相互接続事業者の電気通信設備の保守、工事等やむを得ない事由がある場合

(2) ドコモ、KDDI、相互接続事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由がある場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの提供を中止するときは、そのことを当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第25条(サービスの停止等)

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの全部若しくは一部の利用を停止又は制限する場合があります。

(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わない場合（当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）

(2) 本サービスの料金その他の債務の決済に用いるクレジットカード又は契約者が指定する預金口座の利用が、解約その他の事由により認められなくなった場合

(3) 本サービスの加入契約の申込に当たって、当社所定の書面等に事実と反する記載を行ったことが判明した場合

(4) 第40条（禁止事項）のいずれかに該当する契約者が、当社の指定する期間内に当該要求に応じない場合

(5) 違法に、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用した場合

(6) 本サービスに対し重大な支障を与えるおそれがある場合

(7) 当社が提供するサービスの信用を毀損するおそれがあると当社が判断した場合

(8) 第12条（加入契約申込の承認等）第2項に定める加入契約の申込の取消事由に該当する場合

(9) 本約款及び各サービス利用規約等に違反したおそれがあると当社が判断した場合

(10) 暴力団員等反社会的勢力に属すると判明した場合、又は第12条の2（反社会的勢力の排除）の規定に違反した場合

(11) 当社が不適切と判断する態様において本サービスを利用した場合

(12) 前各号のほか、本約款及び各サービス利用規約等に違反する行為、当社が提供するサービスに関する当社の業務の遂行に著しい支障を与え、又は与えるおそれがある場合

2 当社は、前項の規定により、本サービスの利用の停止又は制限の措置を講じるときは、予めその理由（該当する前項各号に掲げる事由）及び期間を当社所定の方法にて契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 加入者は、第1項の規定により本サービスの利用が停止となった場合、当社所定の方法により本サービスの料金その他の債務について支払うものとし、なお、当社は、その支払の事実を確認した場合に本サービスを再開するものとし、

4 当社は、第1項の規定にかかわらず、当該契約者に対し、同項の措置に替えて、期限を定めて当該事由を解消すべき旨を求めることができます。ただし、この措置は、当社が第1項の措置を取ることを妨げるものではないものとし、

5 契約者は、当社から本サービスの利用に関し説明を求められたときは、当該要請に応じるものとし、ただし、契約者の当該利用に係る行為が法令に違反していない場合において、業務上の秘密その他正当な理由があるときは、この限りではありません。

## 第26条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限する措置を取ることがあります。

2 当社は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）において定める児童ポルノを閲覧及び取得するための通信を制限する場合があります。

3 本サービスは、ドコモ若しくはKDDIが提供するドコモ若しくはKDDIの移動無線通信に係る通信

網及び相互接続事業者の通信網において通信が著しく輻輳した場合、電波状況が著しく悪化した場合、又はその他ドコモ若しくは KDDI の定めに基づく場合において、通信の全部又は一部の接続ができない場合や接続中の通信が切断される場合があります。

4 当社は、当社又は契約者が所有する電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備（以下「電気通信設備」といいます。）に対するサイバー攻撃への対処を行うため、法令上許容される範囲で次の各号に掲げる事項の全部又は一部を実施することができるものとします。

(1) 国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号）に基づき国立研究開発情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の送信により行われるサイバー攻撃をいいます。以下本条において同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生じるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する契約者を確認し、注意喚起を行うこと。

(2) 契約者が、C&C（コマンド&コントロール）サーバ等のサイバー攻撃に用いられるサーバと通信することを遮断するために、DNS サーバへの名前解決要求の際のクエリログその他関連する通信記録を自動的に検知すること。なお、契約者は、本サービスを利用している間いつでも、契約者の選択により、かかる検知及び遮断が行われない設定に変更できるものとします。

## 第 27 条（サービスの廃止）

当社は、都合により本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 当社は、前項の規定により、本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、廃止する日の 3 ヶ月前までに、その旨を通知します。

## 第 4 章 料金の支払等

### 第 28 条（料金の適用）

本サービスの料金は、別に定める場合を除き、料金表に規定するところによります。

2 当社は、社会経済情勢の変化に伴い、料金等を改定する場合は、2 ヶ月前に当社所定の方法により当該契約者に通知するものとします。

### 第 29 条（端数処理）

当社は、料金その他の計算結果において 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

### 第 30 条（料金の支払）

料金の支払は、当社所定の方法にて取扱います。なお、契約者は、料金その他の債務について、当社所定の方法にて支払を要します。その際に要する支払手数料については、契約者の負担とします。

2 当社は、暦月に従って発生した料金額等に消費税相当額を加算して計算します。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。

### 第31条（月額料金等の支払義務）

契約者は、本サービスの月額料金及び付加機能利用料金（以下「月額料金等」といいます。）の支払については、第30条（料金の支払）の規定に準じて定められた期日までに、料金表に規定する月額料金等を当社に支払うものとします。

2 月額料金の支払期間は、料金表に規定するところによります。

3 契約者は、料金表に規定する付加機能の申込又は変更の申出を行い、当社がこれを承認したときは、付加機能利用料金の支払を要します。この場合、当該料金の支払期間は、料金表に規定するところによります。

4 前2項の期間において、第25条（サービスの停止等）の規定により、本サービスの提供が停止又は制限された場合における当該停止又は制限期間の月額料金等については、当該サービス又は付加機能の提供があったものとして取扱うものとします。

### 第32条（手続に関する料金の支払義務）

契約者は、本約款及び各サービス利用規約等に規定する加入契約の申込、変更又は解約の申出を行い、当社がこれを承認したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその加入契約の申込、変更又は解約の申出の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還するものとします。

2 当社は、加入契約の解約による手続に関する料金の返還はしないものとします。

### 第33条（割増金）

契約者は、本サービスの料金の支払を不法に免れた場合は、その不法に免れた期間の額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社所定の方法にて当社に支払うものとします。その際に要する支払手数料については、契約者が負担するものとします。

### 第34条（延滞処理）

契約者は、本サービスの料金を第30条（料金の支払）に規定する支払方法により、定められた期日までに遅滞なく支払わなければなりません。契約者が、契約者の都合により、支払指定日に支払わなかった場合は、別に定める延滞手数料を当社に支払うものとします。その際に要する支払手数料については、契約者が負担するものとします。

2 契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます。）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。その際に要する支払手数料については、契約者が負担するものとします。

### 第35条（期限の利益の喪失）

契約者は、料金その他の債務について、一部でも履行を遅延したときは、当社に対する一切の債務の期限の利益を失い、直ちに債務の弁済を行うものとします。

### 第36条（債権譲渡）

契約者は、当社が契約者に対して有する契約者の料金その他の債権又はこれらに係わる延滞利息を第三者に譲渡又は信託することがあることを予め承諾するものとします。

### 第37条（債権回収）

当社は、契約者から料金又は債務の支払がない場合は、その回収を当社と業務契約を締結している債権回収会社に委託することがあります。この場合、契約者の契約情報及びその他の債務の情報は、債権回収会社に提供されます。

## 第5章 損害賠償

### 第38条（責任の制限）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により全く利用し得ない状態（全く利用し得ない状態と同じ程度の状態を含みます。以下同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から連続して24時間以上の時間（以下「利用不能時間」といいます。）その状態が継続したときに限り、契約者からの申出に基づき、利用不能時間を24で除した数（小数点以下の端数は、切捨てます。）に月額料金等の30分の1を乗じて算出した額を、月額料金等から減額します。ただし、契約者が当該申出をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該申出をしなかったときは、契約者は、その権利を失うものとします。

2 本サービスが全く利用できない状態がSIMカードの故障によるものである場合は、当該SIMカードの故障が当社の責めに帰すべき事由により生じたものであるか否かにかかわらず、前項の規定は適用せず、月額料金等は、免除又は減額されないものとします。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、本サービスの利用に関して、契約者と第三者との間に生じた契約者又は第三者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとします。

### 第39条（免責）

当社は、本サービスを利用又は利用できなかったことで契約者が損害を被った場合、第38条（責任の制限）の規定によるほかは、いかなる責任も負わないものとし、当該月額料金等は、免除又は減額されないものとします。

2 契約者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、契約者に対し、当該賠償について求償することができます。

3 本サービスは、ドコモ若しくはKDDIが提供するドコモ若しくはKDDIの移動無線通信に係る通信網及び相互接続事業者の通信網において通信が著しく輻輳したとき、電波状況が著しく悪化した場合、又はその他ドコモ若しくはKDDI及び相互接続事業者の定めに基づき、通信の全部又は一部の接続ができ

ない場合や接続中の通信が切断される場合があり、当該場合において契約者又は第三者に発生した損害について、当社はいかなる責任も負わないものとします。その他、その通信の可用性、遅延時間その他通信の品質について保証するものではありません。

## 第6章 禁止事項等

### 第40条（禁止事項）

契約者は、故意又は過失を問わず、次の各号に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1) 当社が貸与する SIM カードを当社の許可なく第三者に貸与、質入れ及び譲渡する行為
- (2) 当社が貸与する SIM カードを直接又は間接を問わず複製、改造、変造、解析等する行為
- (3) 本約款及び各サービス利用規約等に違反する行為
- (4) 電気通信事業法及び関連法令に違反する行為
- (5) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

### 第41条（契約者の関係者による利用）

契約者は、契約者の家族又はその他の者（以下「関係者」といいます。）が本サービスを利用するときは、関係者に対しても本約款及び各サービス利用規約等を遵守させる義務を負うものとします。

2 関係者が第40条（禁止事項）に該当する事項を行った場合、又は故意、過失により当社に損害を被らせた場合は、関係者の行為を契約者の行為とみなして、本約款及び各サービス利用規約等を適用するものとします。

## 第7章 雑 則

### 第42条（データ通信対応エリア）

本サービスのデータ通信対応エリアは、次の各号に準ずるものとします。

- (1) ドコモ回線の場合、ドコモが提供する国内の5Gサービスエリア、「Xi®」（クロッシィ）エリア及びFOMA®エリアの提供区域
- (2) au回線の場合、KDDIが提供する国内の5Gサービスエリア、LTEサービスの提供区域

### 第43条（ID及びパスワード）

契約者は、契約情報、利用金額又は利用状況を確認する際に利用する回線ID及び回線パスワード（以下本条において「ID等」といいます。）の管理責任を負うものとします。

2 当社は、契約者が本サービスの加入契約上の権利を行使するにあたり、契約者に対し、ID等の提示を求めることがあります。

3 契約者は、ID等を第三者に利用させないものとします。ただし、未成年者の法定代理人はその未成年者に当社が指定する方法でID等を利用させることができるものとします。

4 契約者は、ID等が窃用され、又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに当社に

その旨を連絡するとともに、当社からの指示がある場合にはこれに従うものとします。なお、当社は、ID等の窃用による契約者の損害又は契約者が第三者に与えた損害について、いかなる責任も負わないものとします。

5 契約者は、回線 ID を変更することはできません。

#### 第44条 (PIN・PIN ロック解除コード)

SIM カードに PIN コードを設定してロックをかけた場合、PIN コードを連続して入力の間違えると PIN ロック解除コード（以下「PUK」といいます。）が必要となります。

2 PUK は、契約者からの申出により、当社にて発行するものとします。

3 契約者が、PUK の入力を間違えたことで SIM カードが利用不可となった場合、契約者は、当社に対し、SIM カード再発行の申出を行うものとします。その際に要する支払手数料については、契約者が負担するものとします。

## 第8章 個人情報の取扱い

#### 第45条 (個人情報の取扱い)

当社は、本サービス提供にあたり取得した個人情報を、当社が別途定める「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報の保護に関する宣言」に基づいて適正に取扱います。

2 当社は、契約者に関する次の情報を業務の遂行上必要な範囲で取扱います。

(1) 契約者の氏名、名称、電話番号、住所、居所、請求書の送付先及び生年月日に関する事項

(2) 加入契約の内容に関する事項

(3) 料金等の請求額、料金等の滞納の事実及びその記録、請求先、支払方法、口座振替に係わる口座名義人及び口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払に関する事項

3 当社は、個人情報を次の目的のために利用するものとします。

(1) 本サービスに係わる加入契約の申込、加入契約の締結、料金の適用、料金の請求や返金手続等、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する手続、その他の当社の契約等に係わる業務遂行のため

(2) 本サービスの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます。）を利用し、設備の保守、営業・販売活動の促進及びプロモーションを行うため

(3) 本サービスの使用状況（法の趣旨に則り法律上保護されるべきものは除きます。）について、アンケート調査及びその分析を行い、新規サービスの開発及びサービスの維持・向上を図るため

(4) 契約者に電子メール、郵便、電話等で連絡することにより、当社の各種サービス・キャンペーン・イベント又は業務提携先等の商品やサービス等の情報を提供するため

(5) 契約者がダウンロードしたコンテンツ及びアプリケーションの情報の管理をするため。また、そのサポートを目的としたサービスの維持・向上のため

(6) 前各号のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため

4 当社は、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、個人情報の取扱いの全部又は一部を、当社の業務



を委託している者、提携事業者及びサービス提供に係わるクレジットカード会社等の金融機関に預託する場合があります。

5 契約者からの問合せ内容・意見・要望等を正確に把握し、サービス向上に活かすため、電話応対時に通話録音する場合があります。

6 第3項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、当社が契約者の個人情報を利用することがあります。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難である場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

7 当社は、次に掲げる場合を除き、第三者に個人情報を提供しないものとします。

(1) 予め契約者本人の同意を得た場合

(2) 合併、会社分割、事業譲渡その他の事由による事業の承継に伴って個人情報を提供する場合

(3) 前項各号に該当する場合

8 当社は、本サービスの提供にあたり、料金の未納を防ぐ目的で携帯電話事業者（PHS事業者を含みます。以下同じ。）及びBWA（広帯域移動無線アクセス）サービス事業者に対して、本サービスの加入契約の解約後においても料金未払いのある契約者の個人情報（氏名、住所、電話番号、生年月日、性別、支払状況）を安全に配慮して提供します。なお、当社は、個人情報を提供するにあたり、携帯電話事業者及びBWAサービス事業者との間で、情報の取扱いに関する契約を締結しております。

## 附 則

(実施期日)

本約款は、平成27年3月20日より実施します。

本約款は、平成27年11月28日より改訂の上、実施します。

本約款は、平成28年7月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、平成29年2月10日より改訂の上、実施します。

本約款は、平成29年10月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、平成30年2月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、平成30年(2018年)10月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2019年6月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2019年10月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2020年7月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2021年12月1日より改訂の上、実施します。

本約款は、2022年3月24日より改訂の上、実施します。

本約款は、2022年6月30日より改訂の上、実施します。

本約款は、2023年7月10日より改訂の上、実施します。

本約款は、2025年2月1日より改訂の上、実施します。

## ながさきけーぶるスマホサービス料金表

### 通 則

(用語の定義)

この料金表において使用する用語は、ながさきけーぶるスマホサービス約款に記載の意味で使用します。

(料金表の適用)

本サービスに関する料金の適用については、この料金表の規定によります。

(料金の変更)

当社は、この料金表を変更することがあります。この場合には、変更後の料金表によります。

(消費税相当額の加算)

ながさきけーぶるスマホサービス約款の規定により、料金表に規定する料金について支払を要する額は、料金表により算出された請求額の合計に消費税相当額を加算した額とします。なお、実際の請求額と、この料金表に規定する金額の合計額が異なる場合があります。

### 1 月額料金

#### (1) サービスプラン基本料金

項目	料金
データ S プラン	1,100 円(税込 1,210 円)
データ M プラン	1,600 円(税込 1,760 円)
データ L プラン	1,800 円(税込 1,980 円)
音声 S プラン	1,300 円(税込 1,430 円)
音声 M プラン	1,800 円(税込 1,980 円)
音声 L プラン	2,000 円(税込 2,200 円)
ファミリーパック S プラン	2,400 円(税込 2,640 円)
ファミリーパック M プラン	3,600 円(税込 3,960 円)
ファミリーパック L プラン	5,400 円(税込 5,940 円)
ファミリーパック SIM カード追加※1	800 円(税込 880 円)

※1 ファミリーパックにおいて最大 2 枚まで追加できます。

SIM カード追加によるデータ容量の上限変更はありません。

- ① サービスプランの基本料金の支払期間は、当社が指定する利用開始日からサービスプランの利用終了日の属する月までの期間（利用開始日と利用終了日が同一の月である場合は 1 ヶ月間とします。）とします。
- ② 当社の放送サービス、インターネットサービス、固定電話サービス又は ncm スマート BOX サービスのいずれかを契約しており、当該サービスと本サービスの契約住所及び料金の支払口座が同一である

場合、サービスプランの基本料金から 200 円（税込 220 円）割引されます。

- ③ 音声 S プラン・M プラン・L プラン又はファミリーパック S プラン・M プラン・L プランにご加入いただく場合、サービス開始月の翌月から 12 ヶ月間スマホスタート割が適用され、音声 S プラン・M プラン・L プランは 400 円（税込 440 円）、ファミリーパック S プラン・M プラン・L プランは 700 円（税込 770 円）が月額利用料金から割引されます。ただし、スマホスタート割は 1 利用者につき 1 回の適用に限ります。
- ④ 音声 S プラン・M プラン・L プラン又はファミリーパック S プラン・M プラン・L プランとインターネットサービスプラン（スマート・スーパー・ハイパー・光 50M コース・光 100M コース・光 1G コース・光 10G コース）又は ncm スマート BOX を同時にご加入いただく場合、月額利用料金から 200 円（税込 220 円）割引されます。
- ⑤ 各サービスプランのデータ容量は、当社が毎月の初日において契約者に割当てするものとし、その有効期間は当該月の翌月末日までとします。

## （2） データ SIM カード料金

項目	料金
データ SIM カード 利用料金（月額）	データ S プラン・データ M プラン・データ L プラン基本料金に含む。

## （3） SMS 機能付き SIM カード料金

項目	料金
SMS 機能付き SIM カード 利用料金（月額）	データ SIM カード 1 枚につき 200 円（税込 220 円）を加算する。
SMS 送信料金	ドコモが定める FOMA サービス契約約款及び Xi サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額。（国外への送信においては、消費税相当額は課税されません。）

- ① SMS 機能付き SIM カード利用料金（月額）の支払期間は、当社が指定する利用開始日の属する月から当該 SIM カードの利用終了日（機能区分の変更、SIM カードの削除又は本サービスの加入契約の解約により終了した日を含みます。以下同じとします。）の属する月までの期間とします。
- ② SMS 送信料金とは、SMS の利用に応じて、SMS 機能付き SIM カード利用料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ③ SMS 機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能の利用が可能な場合があります。SMS 機能付き SIM カードの利用の終了後も SMS 機能の利用が確認された場合、当社は、当該利用に係る料金を契約者に請求するものとします。

(4) 音声通話機能付き SIM カード料金

項目	料金
音声通話機能付き SIM カード利用料金 (月額)	音声 S プラン・M プラン・L プラン及びファミリーパック S プラン・M プラン・L プラン基本料金に含む。
SMS 送信料金	ドコモ回線の場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款及び 5G サービス契約約款においてショートメッセージ通信モードに係る料金として定められた額と同額。(国外への送信においては、消費税相当額は課税されません。) au 回線の場合、KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (5G) 通信サービス契約約款において定められた額と同額。(国外への送信においては、消費税相当額は課税されません。)
通話料金 (国内)	携帯 (070/080/090)、IP (050)、固定 (0ABJ) への発信について、30 秒あたり 10 円 (税込 11 円) となります。※2※3
通話料金 (国際)	ドコモ回線の場合、ドコモが定める国際電話サービス契約約款において国際通話料として定められた額と同額。(消費税相当額は課税されません。) au 回線の場合、KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (5G) 通信サービス契約約款において定められた額と同額。(消費税相当額は課税されません。) 国際電話アプリ「ncm 国際電話」を利用した場合、又はプレフィックス番号 (0077-502-010) を付与した場合は、割引通話が適用されます。(消費税相当額は課税されません。) ※4
国際ローミング料金	ドコモ回線の場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款及び 5G サービス契約約款において国際アウトローミング利用料として定められた額と同額。(消費税相当額は課税されません。) au 回線の場合、KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (5G) 通信サービス契約約款において定められた額と同額。(消費税相当額は課税されません。)

※2 3 桁番号等の特番通話、付加機能について、ドコモ回線の場合は、ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款及び 5G サービス契約約款において定められた額と同額となります。また、au 回線の場合は、KDDI が定める au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (5G) 通信サービス契約約款において定められた額と同額となります。

※3 テレビ電話等のデジタル通信を利用した場合は、デジタル通信料金 36 円 (税込 39.6 円) /30 秒かかります。

※4 当社が別表（国際電話サービス提供国・地域）に定める国へのみ発信が可能です。

- ① 音声通話機能付き SIM カード利用料金（月額）の支払期間は、当社が指定する利用開始日の属する月から当該 SIM カードの利用終了日（機能区分の変更、SIM カードの削除又は本サービスの加入契約の解約により終了した日を含みます。以下同じとします。）の属する月までの期間とします。
- ② SMS 送信料金、通話料金（国内）、通話料金（国際）、及び国際ローミング料金とは、SMS、音声通話、及び国際ローミングの利用に応じて、音声通話機能付き SIM カード利用料金（月額）とは別に支払を要する料金として定めるものです。
- ③ 契約者の通話料金が、平均的な契約者の利用実績又は契約者の利用実績と比較して著しく高額となっていることが確認された場合、当社は契約者に対して利用状況の確認を行うことがあります。連絡不能等によりその確認ができない場合、当社は本サービスの利用を停止することがあります。
- ④ 音声携帯通話の一般的な利用態様を逸脱した通話利用が確認されたときは、当社は、当該利用者の発信を制限し、又はサービスの提供を停止する場合があります。
- ⑤ 音声通話機能付き SIM カードの利用の終了にかかわらず、SMS 機能及び音声通話機能の利用が可能な場合があります。音声通話機能付き SIM カードの利用の終了後も SMS 機能及び音声通話機能の利用が確認された場合、当社は、当該利用に係る料金を契約者に請求するものとします。
- ⑥ 通話料金（国内）及び通話料金（国際）は、音声通話機能付き SIM カード利用料金（月額）より 1 ヶ月遅れて請求が行われるものとします。また、国際ローミング料金については、個々のローミング事業者の状況により、1 ヶ月以上遅れて請求が行われる場合があります。
- ⑦ 電報サービスその他音声通話機能に付帯してドコモ及び KDDI が利用可能としているサービスを利用した場合、ドコモが定める FOMA サービス契約約款、Xi サービス契約約款及び 5G サービス契約約款並びに KDDI が定める au（LTE）通信サービス契約約款及び au（5G）通信サービス約款において定められた額と同額を請求するものとします。

#### （5）ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料とは、電気通信事業法第 7 条の規定により、国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして定められたユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、110 番・119 番等の緊急通報をいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります。

#### （6）電話リレーサービス料

電話リレーサービス料とは、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律第 25 条の規定により、電話リレーサービス（聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介するサービスをいいます。）の提供を確保するために必要な負担金をいい、当社は、契約者が使用している契約者識別番号（当社が定めるものであって当社が貸与する SIM カード毎に設定する一意の番号をいいます。）の数に比例した額について当該契約者から当該額を徴収させていただくものとします。なお、当該額は変更される場合があります。

## 2 付加機能利用料金（1 端末設備あたり）

項目	料金（月額）
テクニカルサポート&セキュリティ&端末保証セット	600 円(税込 660 円)
テクニカルサポート&セキュリティ&リユース端末保証セット	700 円(税込 770 円)
テクニカルサポート&セキュリティセット	400 円(税込 440 円)
テクニカルサポート&こども安心パック&端末保証セット	750 円(税込 825 円)
テクニカルサポート&こども安心パック&リユース端末保証セット	850 円(税込 935 円)
テクニカルサポート&こども安心パックセット	550 円(税込 605 円)
テクニカルサポート（単品）	400 円(税込 440 円)
端末保証（単品）	300 円(税込 330 円)
リユース端末保証（単品）	400 円(税込 440 円)
通話定額オプション かけ放題※5	1,350 円(税込 1,485 円)
通話定額オプション 10 分かけ放題※6	650 円(税込 715 円)
留守番電話	300 円(税込 330 円)
割り込み電話	200 円(税込 220 円)
迷惑電話撃退サービス※7	100 円(税込 110 円)
i-フィルター for マルチデバイス	200 円(税込 220 円)
データ容量追加 1GB※8	500 円(税込 550 円)
5G オプション※9※10	0 円

※5 国内通話に限り無料となります。テレビ電話等のデジタル通信、3 桁番号等の特番通話や付加機能、その他当社が指定する電話番号（当社 Web サイトに記載）は通話定額オプションの適用対象外となります。

※6 1 音声通話あたり 10 分以内の国内通話に限り無料となります。テレビ電話等のデジタル通信、3 桁番号等の特番通話や付加機能、その他当社が指定する電話番号（当社 Web サイトに記載）は通話定額オプションの適用対象外となります。また、1 回の通話が 10 分を超過した場合、通話料金（30 秒あたり 10 円（税込 11 円））が発生します。

※7 au 回線のみでの提供となります。

※8 有効期限は、データ容量を追加した日の属する月の末日までとします。

※9 5G 通信への設定切り替えは、当社マイページ（<https://mvno.cncm.ne.jp/di/>）にて 9：00～20：00（年中無休）で 1 日 1 回限り 5G 通信 ON/OFF の切り替え申込が可能です。ただし、当社が指定する利用開始日当日及び MNP 予約番号申請中（MNP 予約番号発行待ち、MNP 予約番号有効期限内、MNP 予約番号有効期限の翌日）の 5G 通信への設定切り替えはできません。

※10 SMS 機能付き SIM カードでは利用できません。

- ① 付加機能の料金（月額）の支払期間は、当社が指定する利用開始日の属する月から当該付加機能の利用終了日の属する月までの期間とします。
- ② 付加機能の利用は、当社及び付加機能の提供元が別途定める規約に準ずるものとします。
- ③ 留守番電話、割り込み電話、通話定額オプションの利用申込、及びそれらの利用の終了について、契約者は、事前に当社が定める方法で通知をする必要があります。当該サービスの利用申込及び利用終了の通知回数の上限は、暦月あたりいずれか1とします。
- ④ 10分かけ放題を法人（個人事業主を含みます。）で利用する場合の月額利用料は1,500円（税込1,650円）となります。かけ放題を法人（個人事業主を含みます。）でご契約いただくことはできません。

### 3 手続に関する料金

項目	料金
初期登録手数料	3,000円(税込3,300円)／1SIM
SIMカード発行手数料※11	3,000円(税込3,300円)／1SIM
コンビニ振込用紙発行手数料	300円(税込330円)／回
書面発行手数料	300円(税込330円)／回
延滞手数料	200円(税込220円)／回
MNP転出手数料	0円

※11 SIMカードが故障した場合（自然故障であるか否かを問いません。）、異なる形状区分のSIMカードへ変更する場合、異なる機能区分のSIMカードへ変更する場合、SIMカードを追加する場合の発行手数料とします。

※ 表記税込金額は消費税10%込みの金額です。消費税率の改正があった場合は改正後の税率によります。また、前納されている場合には消費税額の差額を請求することがあります。



#### 4 別表(国際電話サービス提供国・地域)

国・地域	国番号	通話料(30秒あたり)
アイスランド	354	40.63円
アイルランド	353	10円
アセンション島	247	237.50円
アゼルバイジャン	994	53.75円
アゾレス諸島	351	46.25円
アフガニスタン	93	110円
アメリカ(本土)	1	16.88円
アラスカ	1907	15.63円
アラブ首長国連邦	971	43.13円
アルジェリア	213	114.13円
アルゼンチン	54	31.25円
アルバ	297	47.50円
アルバニア	355	111.88円
アルメニア	374	119.75円
アンギラ	1264	67.50円
アンゴラ	244	46.88円
アンティグア・バーブーダ	1268	53.75円
アンドラ	376	34.88円
イエメン	967	83.13円
イギリス	44	27.51円
イスラエル	972	28.75円
イタリア	39	33.75円
イラク	964	140円
イラン	98	59.38円
イリジウム衛星携帯国際電話	8816/8817	213.75円
インド	91	41.88円
インドネシア	62	12.5円
インマルサット A	870~874	213.75円
インマルサット B	870~874	213.75円
インマルサット M	870~874	213.75円
インマルサット miniM/F	870~874	213.75円
インマルサット miniM/F(HSD)	870~874	213.75円
ウガンダ	256	49.38円
ウクライナ	380	39.38円
ウズベキスタン	998	56.88円
ウルグアイ	598	36.25円

エクアドル	593	40 円
エジプト	20	48.13 円
エストニア	372	236.25 円
エスワティニ王国	268	33.13 円
エチオピア	251	93.13 円
エリトリア	291	181.25 円
エルサルバドル	503	38.13 円
オマーン	968	64.38 円
オランダ	31	13.75 円
オランダ領アンティール	599	38.13 円
オランダ領セントマーティン	1721	48.75 円
オーストラリア	61	71.88 円
オーストリア	43	47.5 円
カザフスタン	7	57.5 円
カタール	974	70.38 円
カナダ	108	25.01 円
カナリア諸島	34	18.76 円
カメルーン	237	67.5 円
カンボジア	855	55 円
カーボベルデ	238	58.75 円
ガイアナ	592	66.88 円
ガボン	241	74.38 円
ガンビア	220	115 円
ガーナ	233	61.88 円
キプロス	357	24.38 円
キューバ	53	81.63 円
キリバス	686	189.38 円
キルギス	996	97.5 円
ギニア	224	72.5 円
ギニアビサウ	245	172.88 円
ギリシャ	30	26.88 円
クウェート	965	43.75 円
クック諸島	682	172.5 円
クリスマス島	61	63.75 円
クロアチア	385	84.25 円
グアテマラ	502	30 円
グアドループ島	590	40 円
グアム	1671	13.75 円

グリーンランド	299	88 円
ジョージア	995	94.25 円
グレナダ	1473	70.25 円
ケイマン諸島	1345	52.5 円
ケニア	254	166.25 円
ココス諸島	61	30 円
コスタリカ	506	177.5 円
コソボ	383	90.63 円
コモロ	269	45 円
コロンビア	57	23.13 円
コンゴ	242	130.63 円
コンゴ民主共和国	243	139.38 円
コートジボワール	225	70.63 円
サイパン	1193	26.25 円
サウジアラビア	966	54.38 円
サモア	685	90.63 円
サントメ・プリンシペ	239	141.88 円
サンピエール島・ミクロン島	508	30.63 円
サンマリノ	378	53.75 円
ザンビア	260	71.88 円
シエラレオネ	232	129.38 円
シリア	963	64.38 円
シンガポール	65	17.5 円
ジブチ	253	101.88 円
ジブラルタル	350	71.25 円
ジャマイカ	1876	46.25 円
ジンバブエ	263	68.13 円
スイス	41	53.75 円
スウェーデン	46	15.63 円
スペイン	34	18.76 円
スペイン領北アフリカ	34	18.76 円
スラッシャー衛星携帯電話	88216	213.75 円
スリナム	597	52.5 円
スリランカ	94	51.88 円
スロバキア	421	29.38 円
スロベニア	386	123.75 円
スーダン	249	73.13 円
セネガル	221	92.5 円

セルビア	381	90.63 円
セントクリストファー・ネイビス	1869	84 円
セントビンセントおよびグレナディーン諸島	1784	53.75 円
セントヘレナ島	290	105.88 円
セントルシア	1758	64 円
セーシェル	248	90.63 円
ソマリア	252	181.25 円
ソロモン諸島	677	230.75 円
タイ	66	12.5 円
タジキスタン	992	51.88 円
タンザニア	255	127.5 円
タークス諸島・カイコス諸島	1649	85.88 円
チェコ	420	87.5 円
チャド	235	175 円
チュニジア	216	110 円
チリ	56	20 円
ツバル	688	177.5 円
ディエゴ・ガルシア	246	90 円
デンマーク	45	15 円
トケラウ諸島	690	237.5 円
トリニダード・トバゴ	1868	45 円
トルクメニスタン	993	76.88 円
トルコ	90	31.88 円
トンガ	676	220 円
トーゴ	228	76.25 円
ドイツ	49	41.88 円
ドミニカ	1767	61.5 円
ドミニカ共和国	1188	20 円
ナイジェリア	234	46.88 円
ナウル	674	166.88 円
ナミビア	264	45 円
ニウエ	683	237.5 円
ニカラグア	505	38.13 円
ニジェール	227	175 円
ニューカレドニア	687	67.5 円
ニュージーランド	64	14.38 円
ネパール	977	66.75 円
ノルウェー	47	17.5 円

ノーフォーク島	672	56.38 円
ハイチ	509	54.38 円
ハワイ	1808	15.63 円
ハンガリー	36	21.88 円
バチカン	39	33.75 円
バヌアツ	678	227.63 円
バハマ	1242	25.63 円
バミューダ諸島	1441	25.63 円
バルバドス	1246	49.38 円
バングラデシュ	880	36.88 円
バーレーン	973	55.63 円
パキスタン	92	38.13 円
パナマ	507	31.88 円
パプアニューギニア	675	246.25 円
パラオ	680	81.88 円
パラグアイ	595	33.13 円
フィジー	679	59.38 円
フィリピン	63	21.26 円
フィンランド	358	17.5 円
フェロー諸島	298	49.38 円
フォークランド諸島	500	177.5 円
フランス	33	77.51 円
フランス領、マヨット	262269	40.63 円
フランス領ギアナ	594	27.5 円
フランス領ポリネシア	689	48.13 円
ブラジル	55	12.5 円
ブルガリア	359	66.25 円
ブルキナ・ファソ	226	67.5 円
ブルネイ	673	13.75 円
ブルンジ	257	87.5 円
ブータン	975	41.88 円
プエルトリコ	1787	21.88 円
ベトナム	84	11.88 円
ベナン	229	71.25 円
ベネズエラ	58	28.13 円
ベラルーシ	375	177.5 円
ベリーズ	501	36.25 円
ベルギー	32	22.5 円

ペルー	51	30 円
ホンジュラス	504	40.63 円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	387	55.63 円
ボツワナ	267	56.25 円
ボリビア	591	34.38 円
ポルトガル	351	46.25 円
ポーランド	48	21.88 円
マカオ	853	13.13 円
マケドニア	389	68.13 円
マダガスカル	261	139.38 円
マデイラ諸島	351	46.25 円
マラウイ	265	92.25 円
マリ	223	68.75 円
マルタ	356	38.13 円
マルチニーク島	596	30.63 円
マレーシア	60	10.63 円
マーシャル諸島	692	63.75 円
ミクロネシア連邦	691	87 円
ミャンマー	95	68.13 円
メキシコ	52	20 円
モザンビーク	258	87.25 円
モナコ	377	46.25 円
モルディブ	960	119.38 円
モルドバ	373	77.25 円
モロッコ	212	65 円
モンゴル	976	32.5 円
モンセラット	1664	90.25 円
モンテネグロ	382	72.5 円
モーリシャス	230	45.63 円
モーリタニア	222	89.38 円
ヨルダン	962	69.38 円
ラオス	856	59.38 円
ラトビア	371	177.5 円
リトアニア	370	236.25 円
リヒテンシュタイン	423	30.63 円
リビア	218	62.5 円
リベリア	231	79.38 円
ルクセンブルグ	352	18.13 円

ルワンダ	250	84.38 円
ルーマニア	40	30 円
レソト	266	40 円
レバノン	961	76 円
レユニオン	262	35.63 円
ロシア連邦	7	28.75 円
中国	86	10.63 円
中央アフリカ	236	190 円
北朝鮮	850	102 円
南アフリカ	27	13.75 円
南スーダン	211	167.5 円
台湾	886	38.76 円
国際ネットワーク (Orange S.A.)	83130	77.51 円
国際ネットワーク (Transatel 社)	88247	77.51 円
東ティモール	670	119.25 円
米領サモア	1684	90.63 円
米領バージン諸島	1340	11.88 円
英領バージン諸島	1284	55 円
西サハラ	212	65 円
赤道ギニア	240	101.88 円
韓国	82	32.51 円
香港	852	11.25 円

## 附 則

(実施期日)

この料金表は、平成30年(2018年)10月1日より適用します。

この料金表は、平成30年(2018年)12月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2019年10月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2020年2月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2020年7月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2021年4月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2021年6月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2021年7月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2021年12月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2022年6月30日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2023年7月10日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2024年7月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2024年8月26日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2024年10月1日より改訂の上、適用します。

この料金表は、2025年2月1日より改訂の上、適用します。